

## 名張市小規模修繕等契約希望者登録要領

平成21年5月29日告示第92号

### 改正

平成24年10月4日告示第115号

平成30年3月29日告示第33号

令和元年8月19日告示第54号

#### (目的)

**第1条** 名張市（以下単に「市」という。）が発注する小規模な修繕及び工事（以下「小規模修繕等」という。）において、参加資格審査申請が困難な市内小規模事業者を積極的に活用し、受注機会を拡大することを目的とする。

#### (対象となる契約)

**第2条** 小規模修繕等の対象となる契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、1件の設計金額が30万円以下のものとする。

#### (登録資格)

**第3条** 小規模修繕等の登録資格は、市の区域内に本社若しくは本店を有する法人又は市の住民基本台帳に記録されている個人事業者であり、かつ、引き続き2年以上営業を行っている者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、登録できないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者
- (2) 名張市契約規則（平成11年規則第20号）第5条第2項の規定により、建設工事又は物品取扱等（屋外清掃又は解体に限る。）の業種に係る一般競争入札に参加する者として、入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録されている者
- (3) 受注する業種を履行するために必要な資格又は許可を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

#### (申請)

**第4条** 小規模修繕等の登録を希望する者は、名張市小規模修繕等契約希望者登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 登録の対象となる業種は、別表のとおりとし、希望する5業種まで登録を申請することができる。
- 3 登録の申請期間は、市長が別に定めるものとする。

#### (名簿への登録)

**第5条** 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めた者（以下「登録事業者」という。）を小規模修繕等契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録す

るものとする。

2 前項の登録名簿は、公開するものとする。

(登録事項の変更等)

**第6条** 登録事業者は、登録事項を変更し、又は事業を廃止したときは、名張市小規模修繕等契約希望者登録変更届（様式第2号）を速やかに提出しなければならない。

(登録の取消し)

**第7条** 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事業者の登録を取り消すことができる。

(1) 小規模修繕等の履行が不可能であると認められるとき。

(2) 第3条ただし書各号に該当したとき。

(3) 契約に関して談合等の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他関係法令に違反する行為を行うなど不正又は不誠実な行為があつたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(有効期間)

**第8条** 登録の有効期間は、2年とする。ただし、登録の有効期間の途中で登録された者については、当該登録以後最初に到来する登録の有効期間の満了日までを有効とする。

2 有効期間の満了後引き続き登録を受けようとする者は、登録の更新の申請をしなければならない。この場合においては、第5条の規定を準用する。

(事業者の選定)

**第9条** 小規模修繕等の契約に係る事業者の選定をするときは、登録事業者に対し、積極的に参加の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、有資格者名簿に登録された者のうちから事業者を選定することを妨げるものではない。

(委任)

**第10条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

**附 則**（平成24年10月4日告示第115号）

この要領は、告示の日から施行する。

**附 則**（平成30年3月29日告示第33号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年8月19日告示第54号）

この要領は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

コード	小規模修繕の種類	修繕等の具体例
1	大工	大工・型枠・造作
2	左官	左官・モルタル・モルタル防水・吹付け・とぎ出し・洗い出し・コンクリートブロック積み・レンガ積み・タイル張り
3	とび・土工・コンクリート	コンクリートブロック据付・掘削・盛土・コンクリート・ネットフェンス
4	屋根	屋根ふき
5	電気	配線設備・電気設備・照明設備
6	電気通信	通信設備・放送設備
7	管	冷暖房設備・空調設備・給排水・給湯設備・厨房設備・衛生設備・浄化槽・ガス管配管・ダクト
8	板金	板金加工取付
9	ガラス	ガラス加工取付
10	塗装	塗装
11	内装	天井仕上げ・壁張り・内装間仕切り・床仕上げ・畳・襖・カーテン・ブラインド
12	造園	植栽・公園・伐採・剪定
13	建具	サッシ・シャッター・建具
99	その他	上記以外の小規模修繕